



トラックGメンとは

1. はじめに

今日、物流業界では、トラックGメンの活躍が注目されている。ここでは、トラックGメンの概要および取り組み実績について、図を用いてわかりやすく紹介する。

2. トラックGメンとは

はじめに、トラックGメンの言葉の由来について紹介する。GメンとはGovernment Menの略であり、日本語では政府の役人を意味する。例えば、我が国ではGメンの単語が利用される組織として、中小企業庁に所属する下請けGメン、厚生労働省に所属する麻薬Gメン、農林水産省に所属する食品表示Gメンなどが挙げられる。

次に、トラックGメンが設置された背景について、紹介する。

トラックドライバーは、労働時間が長く、低賃金であることから、担い手不足が喫緊の課題であった。

働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用された。そのため、「2024年問題」と呼ばれるトラックドライバーの供給不足により、貨物輸送が滞ることを懸念した国土交通省は、貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置を講じてきた。

そこで、新たに「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものにするため、2023年7月に、162名体制で国土交通省の本省及び地方運輸局等に設置した。

トラックGメンが是正指導の対象とする主な違反原因行為のイメージを図1に示す。同図より、違反原因行為として、長時間の荷待ち、運賃・料金の不当な据え置き、無理な運送依頼、過積載運行の要求、異常気象時の運行指示などが挙げられる。



図1 違反原因行為のイメージ

出所：国土交通省 WEB サイト トラック G メンについて

該当ページの URL https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html

トラック G メンによる悪質な荷主等への是正指導の概要について図 2 に示す。同図より、トラック G メンの是正指導は、「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」に区分される。貨物自動車運送事業法付則第 1 条の 2 に基づき、違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合に「働きかけ」、荷主が違反行為をしていることを疑う相当な理由がある場合に「要請」、要請してもなお改善されない場合に「勧告・公表」となる。

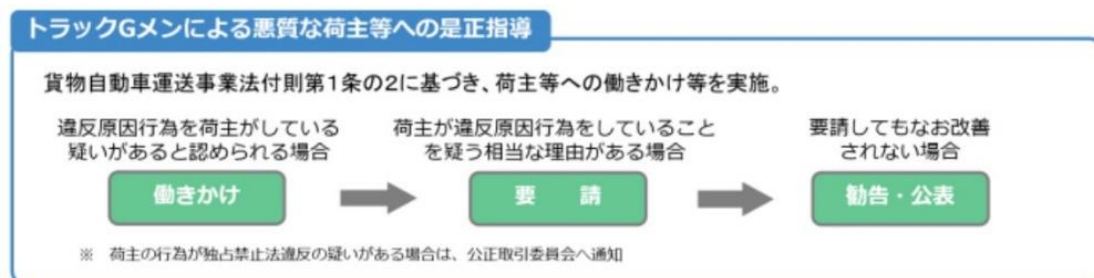


図2 トラック G メンによる悪質な荷主等への是正指導の概要

出所：国土交通省 WEB サイト トラック G メンについて

該当ページの URL https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html

トラック事業者は、荷主・元請事業者等による違反原因行為に困った場合には、全国に 64 か所に設置されたトラック荷主特別対策室（＝トラック G メン）へ相談できる。

国土交通省は、違反原因行為を行っている恐れのある荷主情報を積極的に収集している。物流事業者は、日々の運送業務の中で、対荷主や対元請け事業者に対して困ったことがあったら、トラック G メン専用の目安箱を活用することで、国土交通省までお知らせすることが可能である。トラック G メン専用の目安箱のイメージを図 3 に示す。同図は、国土交通省の WEB サイト上に設置されたアンケート入力欄であり、いつでも、どこでも、PC やスマホ等からアクセスできるため、多忙な物流事業者にとって、利便性が高いと言える。

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ち、契約のない附帯業務の発生などの運送原因行為を行っているおそれのある**運主連盟**を積極的に収集しています。日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームに入力の上、国土交通省までお知らせください。

※いただいたご意見等については、荷主への法に基づく対応の検討にあたり、活用させていただきます。

（なお、投稿時に「連絡可」にチェックが入っている方には、確定のお話を聞かせていただく場合もありますので、その際はご協力をお願い申し上げます。）

※法に基づく対応を行い状況が改善された事例については**こちら**をご覧ください。

・次の質問にお答えください。

Q 1. ご意見・事例の分類について、該当する項目 1 つを選択してください。【必須】	☐ 1. 運送遅延を招起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等 ☐ 2. やむを得ない貨物に対するペナルティ等 ☐ 3. 積み込み前・荷役時に貨物を傷めやすいような急な依頼等 ☐ 4. 荷待ち時間の短縮的な要件等 ☐ 5. 依頼と異なる積み込み作業等 ☐ 6. 依頼にはなかったラベル貼付・検品などの附帯作業等 ☐ 7. 運送料金など費用の自己負担等 ☐ 8. 過度な荷物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど）への対応等 ☐ 9. 異常気象によるトラブル等 ☐ 10. その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの （内容：) ※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。								
【記入項目と記入例】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">・トラックの種類</td> <td>トラックの大きさ </td> </tr> <tr> <td>・い つ</td> <td>トラックの形状 </td> </tr> <tr> <td>・年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>・荷 主</td> <td> <記入例> 「国土交通XYZ（株）」・「〇〇〇〇〇〇（有限会社）」・（記入せず） </td> </tr> </table>		・トラックの種類	トラックの大きさ	・い つ	トラックの形状	・年 月 日	年 月 日	・荷 主	 <記入例> 「国土交通XYZ（株）」・「〇〇〇〇〇〇（有限会社）」・（記入せず）
・トラックの種類	トラックの大きさ								
・い つ	トラックの形状								
・年 月 日	年 月 日								
・荷 主	 <記入例> 「国土交通XYZ（株）」・「〇〇〇〇〇〇（有限会社）」・（記入せず）								

図 3 トラック G メン専用の目安箱のイメージ

出所：国土交通省 WEB サイト 輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について NX 総研にて一部抜粋

該当ページの URL <https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>

3. トラック G メンの活動実績について

ここでは、トラック G メンの活動実績について、紹介する。

トラック G メンによるトラックドライバーへの聞き取り調査の実施イメージを図 4 に示す。同図は、北海道のパーキングエリアおよびトラックステーションにおいて、トラック G メンがトラックドライバーに聞き取り調査を行っている様子である。この活動実績は、北海道新聞を始めとする複数のテレビニュースで放映されることで、トラック G メンの活躍は広く報道された。

トラックドライバーへの聞き取り調査を実施

令和 5 年 11 月 15 日 輪厚パーキングエリア（上り）
 令和 6 年 5 月 27 日 札幌トラックステーション
 令和 6 年 5 月 31 日 苫小牧トラックステーション
 令和 6 年 7 月 19 日 砂川パーキングエリア（上り）

※ 5 月 27 日の調査は北海道新聞や複数の TV ニュースで報道されました

〈調査の様子〉





図 4 トラックドライバーへの聞き取り調査の実施イメージ

出所：国土交通省 北海道運輸局 WEB サイト トラック G メンの今までと今後の主な活動

該当ページの URL <https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/content/000330347.pdf>

ブロック別働きかけ、要請、勧告実績件数について図 5 に示す。同図より全国 10 カ所の運輸局で実施されており、例えば、物流の市場規模が大きな関東運輸局では勧告 2 件、要請 92 件、働きかけ 307 件とそれぞれの実施件数が最も多い地域であることが読み取れる。



図 5 ブロック別働きかけ、要請・勧告実績件数

出所：国土交通省 WEB サイト トラック G メンの活動（2024 年 6 月末時点）

該当ページの URL <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001754923.pdf>

最後に、トラック G メンの活動実績のイメージについて図 6 に示す。同図の左のグラフは、2019 年から 2024 年の期間における月当りの「働きかけ」「要請」「勧告」の平均実施件数を表す。同図より、トラック G メンが設立された 2023 年 7 月以降では平均実績件数が急激に増え、2023 年 11 月～12 月に実施した集中監視月間における平均実績件数は一月当たり 106.5 件となり、他の期間と比較して実績件数が多いことが読み取れる。

同図の右上より、トラック G メンの活動実績は、働きかけ等の累積実績件数として計 811 件の法的措置を実施した。

同図の右下より、主な違反原因行為は、長時間の荷待ち、契約にない附帯業務、運賃・料金の不当な据え置きなどが挙げられる。

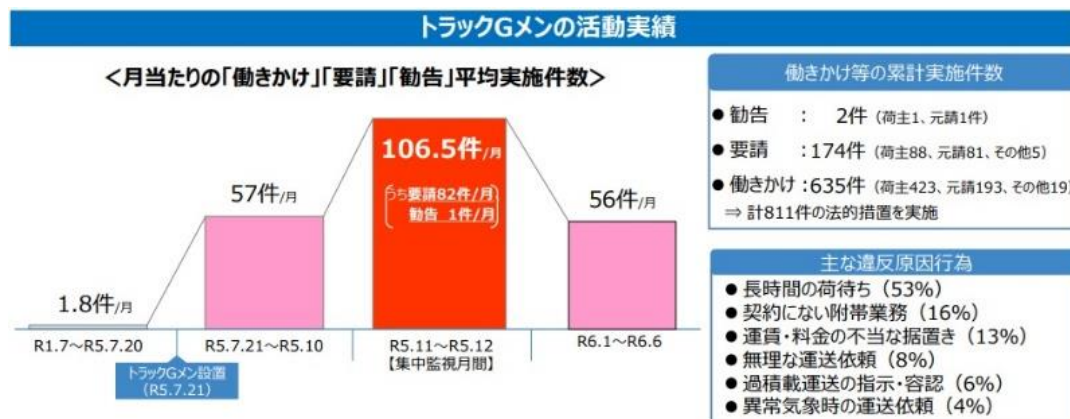


図6 トラックGメンの活動実績のイメージ

出所：国土交通省 WEB サイト トラックGメンによる荷主等への是正指導の取組結果

該当ページの URL <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001755029.pdf>

4. おわりに

本稿では、トラックGメンの呼称の由来、概要および活動実績について紹介した。

トラックGメンが設立されたのは2023年7月であり、設立からまだ日が浅いにもかかわらず、計811件の法的措置を実施するなどの一定の成果を得られた。

今後ともトラックGメンの活動が継続されることで、荷主・元請事業者等による違反原因行為の減少につながり、持続可能な我が国の物流ネットワークが構築されることが期待される。

KEY WORD

貨物自動車運送事業法とは

貨物自動車運送事業法（かもつじどうしゃうんそうじぎょうほう、平成元年法律第83号）とは、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする日本の法律である。

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課が所管し、同省道路局路政課、警察庁交通局交通企画課と連携して執行する。（出所：Wikipedia）